

特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う関係法令類の改正案 に対する意見募集の結果について

令和元年 5 月 22 日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 5 条の規定の施行のために整備することが必要となる、規則、告示及び内規の改正案について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間：平成 31 年 3 月 22 日から同年 4 月 20 日（30 日間）

対 象：特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う関係法令類の改正案

- （1）登録認証機関等に関する規則の一部改正案
- （2）原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正案
- （3）放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正案
- （4）放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部改正案
- （5）試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部改正案
- （6）登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点についての一部改正案

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見公募の結果

○御意見数：5 件※

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

※ 御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のとおり 14 件。このほか、改正案に対する御意見でないものが 1 件。

○特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う関係法令類の改正案に対する御意見とそれに関する考え方

| 意見対象区分 | 通し 番号 | 御意見（要約） | 考え方 |
|--|----------|--|---|
| (1) 登録認証機関等に関する規則の一部改正案 | 1 | <p>機関則第 108 条（登録資格講習機関の帳簿の記載等） 「規則で定める事項は、第 1 種放射線取扱主任者講習、第 2 種放射線取扱主任者講習及び第 3 種放射線取扱主任者講習の別に、次のとおりとする。」とあるが、次に掲げられているものは講習ごとに分けた記載となっておらず共通事項が記載されているため、「別に」は不要だと思う。 機関則第 96 条（登録試験機関の帳簿の記載等）も同様。</p> | <p>御指摘の文言（改正対象外についての御意見）の機関則第 108 条に規定する実施年月日等の帳簿記載事項については、「第 1 種放射線取扱主任者講習」、「第 2 種放射線取扱主任者講習」及び「第 3 種放射線取扱主任者講習」のそれぞれについて区分して記載することを明確にするため、「別に」としています。機関則第 96 条も同様です。</p> |
| (3) 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正案 | 2 | <p>文章の表現などを改正されていますが、今後、核燃料物質の運搬に関する規則についても同様の改正を行うのか。解釈に混乱がないよう、統一的に改正していただきたい。</p> | <p>御意見を踏まえ、核燃料物質等の運搬に関する規則の文言と整合しない部分については、改正を行わないこととし、特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化等に伴う改正のみとします。</p> |
| (4) 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部改正案 | 3 | <p>介護医療院に緩い基準値を適用することについて、原子力規制委員会ではこれまで議論がなかった。体の弱い高齢者に過酷な基準を適用することは、医学的にも倫理的にも不相当であることから、改正案の撤回を求める。</p> | <p>介護保険法の改正により創設された介護医療院における放射線の使用は、これまで「病院」又は「診療所」において医療で用いられていたものであり、規制内容に従来からの変更はありません。</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 4 | 介護医療院を創設する改正介護保険法の平成 30 年 4 月 1 日の施行時に、同日付けで第 10 条第 2 項第 2 号を改正しなかった理由は何か。 | 介護保険法第 115 条第 1 項ただし書で、医療法及びこれに基づく命令以外の法令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとするとしており、平成 30 年 4 月 1 日の施行時には改正しませんでした。 |
| | 5 | 改正案第 10 条第 2 項第 2 号で、介護保険法に基づき医療を行うことを目的とする施設は、介護老人保健施設も同様である。介護医療院のみを対象としている理由は何か。 | ただし、介護医療院は医療で用いられる放射線の使用が想定されるので、それが想定されていない介護老人保健施設との区別を明確にするため、介護老人保健施設は対象としていません。 |
| | 6 | 改正後の第 10 条第 2 項第 2 号の「介護医療院」は、介護保険法第 115 条第 1 項のただし書に基づく同法施行令第 37 条の 2 の 2（介護医療院を「病院」又は「診療所」に含めていない命令の規定）の介護医療院に該当するののか。 | 御指摘のとおり、改正後の放射線を放出する同位元素の数量等を定める件第 10 条第 2 項第 2 号の規定は、「介護医療院」を「病院」又は「診療所」と分けて書くことによって、介護保険法施行令第 37 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号の命令（「勅令及び政令以外の命令の規定であって、当該命令の規定において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院を含むものとされていないもの）の規定に該当します。上記により、御指摘の重複は生じません。 |
| | 7 | 介護保険法第 115 条第 1 項（医療法との関係等）において、「病院」または「診療所」は介護医療院を含む旨が規定されている。改正案第 10 条第 2 項第 2 号に、「病院」または「診療所」の用語があるため、同号にある「介護医療院」と重複しているのではないか。 | |
| (6) 登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点についての一部改正案 | 8 | 改正案 P10（施設検査又は定期検査の結果について）で、原子力規制庁担当部署に報告する件が何方宛に如何様な手段を以って報告を受けたとするのか明確にしてほしい。 | 登録機関には周知しているところですが、原子力規制庁放射線規制部門宛てにメールで報告をしていただくよう求めています。 |
| | 9 | 休日等を休日と改正する件について、元々の休日等と休日の差は何か明確にしてほしい。 | 機関則の対応する条文において、「時間及び休日」と規定していることから、表記の統一を行ったものです。したがって、実質的な変更はありません。 |

| | | |
|----|---|---|
| 10 | 公正な実施上不適当と認められる内容が如何様な物か明確にしてほしい。 | 登録認証機関等の業務規程において公正な実施上不適当と認められる内容とは、登録認証機関等が合理的な理由なく、手数料や業務の実施内容に差異を設けるような事例が、該当します。 |
| 11 | 防護管理者定期講習業務規程において「以下の事項が明記されていること」とした各事項の具体的な記載内容指針を示してほしい。 | 「登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点について」においては、機関側の要求事項を解説した上で、業務規程に記載すべき事項を列挙しています。具体的にどのように記載するかは、登録防護管理者定期講習機関が検討するものです。 |
| 12 | 平成31年9月1日は、令和元年9月1日に改める必要がある。 | 改元に伴う元号による年表示の取扱方針について（平成31年4月1日新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ）を踏まえ、意見公募の実施時は「平成」で表記した上で、今回の改正の際に、「令和」に改めることとしたものです。 |
| 13 | 改正案P2で「及び登録資格講習機関（以下「登録認証等機関」という。）は、国が一義的に責任を有する検査・確認等の代行業務を担うことから」とあるが、なぜここに試験機関・定期講習機関が含まれないのか。登録認証機関等と登録認証等機関という異なる定義を置いている理由はなぜか。 | <p>法第36条の2及び41条の43の定期講習は、国の業務の代行性がない業務であるため、この違いを書き分けています。</p> <p>したがって、登録認証等機関には定期講習機関は含まれません。</p> <p>なお、試験機関は含まれます。</p> |
| 14 | 防護措置に関する定期講習機関は、9月1日までに業務を開始するのか。社内の人材育成を検討する上でも、新たな講習機関の講習の実施予定時期や頻度などを、早めに提示していただきたい。 | 防護管理者定期講習機関は、本改正の施行日（平成31年9月1日）以降に、登録することになります。登録後には講習日程等を早めに公表するよう指導していきます。 |